平成 25 年５月 10 日

各　　位

会社名　　オカダアイヨン株式会社
代表者名　代表取締役社長　　苅田　俊幸
（コード番号６２９４　大証２部）
問合せ先　取締役管理本部長　簗　耕二
ＴＥＬ　(０６)６５７６－１２８１

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成 25 年５月 10 日に開催した取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 25 年６月 26 日開催予定の株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.　役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成 25 年６月 26 日開催予定の株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各役員の退任後に支払う予定です。取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該株主総会に付議いたします。

2.　株式報酬型ストックオプションの導入について

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることとし、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 25 年６月 26 日開催予定の株主総会に付議いたします。なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

①新株予約権の総数

新株予約権の総数 520 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。
ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

　また、前記のほか、決議日以降、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

③新株予約権の払込金額
　各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。
なお、当該払込金額は、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
　新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件
　新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上